

## キャッシュカード規定（抜粋）

以下の条項を一部変更・削除いたします [赤字部分を変更・削除]

改定前	改定後
<p>第 5 条（ATM による認証コードの発行）</p> <p>1.ATM により認証コードを発行する際は、お客さまのスマートフォンにダウンロードされた当社所定のアプリ（以下「銀行アプリ」といいます。）を利用します。</p> <p>2.お客さまは、銀行アプリおよび ATM の画面表示その他当社所定の操作手順に従って、ATM にキャッシュカードを挿入し、暗証番号を入力する方法により、ATM で認証コードを表示して、銀行アプリで認証コードを読取ります。その後、銀行アプリの画面表示に従って利用登録を完了してください。</p> <p>3.表示された認証コードは当社所定の期間に 1 回限り有効です。</p> <p>4.当社所定の回数以上、認証コードの読取りに失敗した場合、認証コードの発行を停止します。この場合、当社所定の方法による再利用開始手続きを行ってください。</p> <p>5.以下の場合、当社は認証コードの発行をお断りします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 認証コードを発行することが技術上その他の理由により困難なとき</li><li>(2) お客さまが当社所定の銀行アプリの動作環境を満たす端末を有していないとき</li><li>(3) 銀行アプリに、カメラへのアクセスを許可していただけなかつ</li></ul>	<p>第 5 条（ATM による認証コードの発行）</p> <p>1.ATM により認証コードを発行する際は、お客さまのスマートフォンにダウンロードされた当社所定のアプリ（以下「銀行アプリ」といいます。）を利用します。</p> <p>2.お客さまは、銀行アプリおよび ATM の画面表示その他当社所定の操作手順に従って、ATM にキャッシュカードを挿入し、暗証番号を入力する方法により、ATM で認証コードを表示して、銀行アプリで認証コードを読取ります。その後、銀行アプリの画面表示に従って利用登録を完了してください。</p> <p>3.表示された認証コードは当社所定の期間に 1 回限り有効です。</p> <p>4.当社所定の回数以上、認証コードの読取りに失敗した場合、認証コードの発行を停止します。この場合、当社所定の方法による再利用開始手続きを行ってください。</p> <p>5.以下の場合、当社は認証コードの発行をお断りします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 認証コードを発行することが技術上その他の理由により困難なとき</li><li>(2) お客さまが当社所定の銀行アプリの動作環境を満たす端末を有していないとき</li><li>(3) 銀行アプリに、カメラへのアクセスを許可していただけなかつ</li></ul>

たとき

- (4) 代理人カード、法人カード、入金専用カードを利用したとき
- (5) その他当社が適当でないと判断したとき

【中略】

#### 第 11 条 (代理人カードの発行)

- 1.代理人による ATM での普通預金のお預入れ・払戻し・残高照会およびお振込みをする場合には、当社所定の方法により届出てください。この場合、当社が認めた場合に限り代理人カードを発行します。
- 2.代理人カードを発行および再発行する場合には、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
- 3.当社が代理人に対して何らかの通知を行う場合は、原則として本人を通じて行うものとします。
- 4.代理人カードのご利用を取りやめる場合には、当社所定の方法により届出てください。また、お客さまは自らの責任で代理人カードを裁断その他の方法により再利用が不可能な状況にしたうえで、破棄してください。
- 5.代理人カードのご利用についても本規定を適用します。ただし、第 5 条については、この限りではありません。

#### 第 12 条 (ATM への誤入力等)

ATM (提携先の ATM を含みます。) の利用に際し、金額等の誤入力

たとき

- (4) ~~代理人カード~~、法人カード、入金専用カードを利用したとき
- (5) その他当社が適当でないと判断したとき

【中略】

#### ~~第 11 条 (代理人カードの発行)~~

- ~~1.代理人による ATM での普通預金のお預入れ・払戻し・残高照会およびお振込みをする場合には、当社所定の方法により届出てください。この場合、当社が認めた場合に限り代理人カードを発行します。~~
- ~~2.代理人カードを発行および再発行する場合には、当社所定の手数料をお支払いいただきます。~~
- ~~3.当社が代理人に対して何らかの通知を行う場合は、原則として本人を通じて行うものとします。~~
- ~~4.代理人カードのご利用を取りやめる場合には、当社所定の方法により届出てください。また、お客さまは自らの責任で代理人カードを裁断その他の方法により再利用が不可能な状況にしたうえで、破棄してください。~~
- ~~5.代理人カードのご利用についても本規定を適用します。ただし、第 5 条については、この限りではありません。~~

#### 第 11 条 (ATM への誤入力等)

ATM (提携先の ATM を含みます。) の利用に際し、金額等の誤入力

により発生した損害については、当社は一切責任を負いませんので、誤入力のないよう十分にご注意ください。

#### 第 13 条（解約、カードの利用停止等）

- 1.口座を解約する場合のカードのお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。
- 2.カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第、ただちにカードを当社にご返却ください。
- 3.次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
  - (1) 本規定に違反した場合
  - (2) カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

#### 第 14 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。

#### 第 15 条（規定の変更）

- 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

により発生した損害については、当社は一切責任を負いませんので、誤入力のないよう十分にご注意ください。

#### 第 12 条（解約、カードの利用停止等）

- 1.口座を解約する場合のカードのお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。
- 2.カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第、ただちにカードを当社にご返却ください。
- 3.次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
  - (1) 本規定に違反した場合
  - (2) カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

#### 第 13 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。

#### 第 14 条（規定の変更）

- 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2025年2月6日改定)

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2025年6月26日改定)